

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月14日
【中間会計期間】	第62期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	高千穂電気株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・最高経営責任者（CEO） 櫻井 恵
【本店の所在の場所】	東京都港区芝二丁目7番15号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館25階
【電話番号】	03（3454）3526
【事務連絡者氏名】	取締役副社長・最高財務責任者（CFO） 磯上 篤生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第60期中	第61期中	第62期中	第60期	第61期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（百万円）	43,414	46,184	51,945	87,814	96,513
経常利益（百万円）	1,883	1,957	2,038	3,832	4,017
中間（当期）純利益 （百万円）	1,127	1,230	1,324	2,307	2,632
純資産額（百万円）	19,534	21,670	24,100	20,679	22,997
総資産額（百万円）	40,669	45,983	51,387	42,229	46,504
1株当たり純資産額（円）	1,050.14	1,138.10	1,265.00	1,097.25	1,210.92
1株当たり中間（当期）純利 益（円）	61.20	65.53	70.37	119.96	140.17
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益（円）	60.58	65.43	70.34	119.08	139.98
自己資本比率（%）	48.0	46.5	46.4	49.0	48.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	791	△694	2,497	1,199	101
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△183	32	△260	△492	△18
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	311	△396	△465	222	△682
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	4,935	4,001	6,377	5,058	4,540
従業員数（人）	531	780	978	702	834

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第61期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第60期中	第61期中	第62期中	第60期	第61期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	37,810	40,178	44,534	74,658	82,987
経常利益 (百万円)	1,277	1,143	1,034	2,371	2,124
中間 (当期) 純利益 (百万円)	729	678	574	1,243	1,256
資本金 (百万円)	2,053	2,121	2,142	2,118	2,121
発行済株式総数 (千株)	18,608	18,787	18,835	18,779	18,787
純資産額 (百万円)	16,127	16,812	17,349	16,666	17,220
総資産額 (百万円)	35,117	38,892	42,438	35,674	38,394
1株当たり純資産額 (円)	866.97	894.87	921.09	883.50	916.57
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	39.56	36.16	30.53	62.66	66.91
潜在株式調整後1株当たり中 間 (当期) 純利益 (円)	39.16	36.11	30.52	62.20	66.82
1株当たり配当額 (円)	10.00	10.00	20.00	31.00	36.00
自己資本比率 (%)	45.9	43.2	40.9	46.7	44.9
従業員数 (人)	254	272	283	257	272

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第61期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	978
---------	-----

- (注) 1. 当社グループは、事業の種類別セグメント情報を記載していないため、従業員数は連結会社の合計で記載しております。
2. 従業員数は就業人員であります。（当社グループからグループ外への出向者及びグループ外から当社グループへの出向者はありません。また、パートタイマー・契約社員18名は含まれておりません。）
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べ144名増加しておりますが、その主な理由は、中国における海外子会社の業容拡大に伴う増員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	283
---------	-----

- (注) 従業員数は就業人員であります。（当社から社外への出向者34名及びパートタイマー・契約社員10名は含まれておりません。）

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

##### ①全般の概況

当中間連結会計期間のわが国経済は、企業の生産の一部に弱い動きもみられたものの、設備投資の増加及び個人消費の持ち直しもみられ、緩やかな回復トレンドをたどりました。

エレクトロニクス業界におきましては、フラットテレビの販売が好調で、電子部品等や半導体の生産、重電の需要及び携帯電話の販売も比較的堅調でした。その一方、パソコンの販売は低調でした。

このような状況のなか当社グループは、デジタル機器関連の電気材料や成形品等を中心とした拡販に努めました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間に引き続いて過去最高となり、前年同期比12.5%増の519億45百万円となりました。

利益面につきましては、拡販に伴い人件費等の販売費及び一般管理費が増加いたしました。売上総利益も増加したことで、営業利益は前年同期比14.0%増の20億44百万円となりました。

経常利益は、前中間連結会計期間に比べ、為替が円高に推移したことで為替差益から為替差損に転じましたが、営業利益が増加したことで、前年同期比4.1%増の20億38百万円となりました。

税金等調整前中間純利益は、前年同期比3.9%増の20億38百万円となりました。

中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ、税金等調整前中間純利益が増加したことに加え、海外での収益拡大により法人税等の負担率が低下したことから、前年同期比7.6%増の13億24百万円となりました。

##### ②セグメント別の概況

商品の品目別の売上高は、次のとおりであります。なお当社グループは、事業別のセグメント情報を作成していないため、商品の品目別の売上高を記載しております。

##### 電気材料

海外での絶縁材料の販売や、携帯電話用等の配線材料の販売が伸長いたしました。その結果、売上高は前年同期比14.2%増の248億88百万円となりました。

##### 電子部品

OA機器用各種センサー部品等の販売は、前年同期並に推移いたしました。その結果、売上高は前年同期比1.3%減の80億35百万円となりました。

##### オプティカル部品・材料

液晶用光学フィルム等のディスプレイ部品・材料の販売は減少いたしました。その結果、売上高は前年同期比4.3%減の110億27百万円となりました。

##### その他

携帯電話向け成形品等の販売が伸長いたしました。その結果、売上高は前年同期比69.5%増の79億94百万円となりました。

##### ③所在地別セグメントの概況

##### 日本

売上高は、「電気材料」及び「その他」の販売が好調であったことから、前年同期比10.8%増の445億38百万円となりました。営業利益は販売費及び一般管理費が増加したため、前年同期比7.1%減の9億2百万円となりました。

##### 中国

売上高は、「電気材料」の販売が好調であったことから、前年同期比19.4%増の119億5百万円となりました。営業利益は増販により、前年同期比40.2%増の6億97百万円となりました。

##### その他アジア

売上高は、「電気材料」の販売が好調であったことから、前年同期比27.5%増の49億27百万円となりました。営業利益は増販により、前年同期比40.5%増の3億38百万円となりました。

##### 欧米

子会社立上げ間もないため、売上高は1億83百万円、営業損失は21百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、前中間連結会計期間末と比べ、現金及び現金同等物（以下「資金」という）が、23億76百万円増の63億77百万円になりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益20億38百万円（前年同期19億61百万円）及び売上債権の増加額27億97百万円（前年同期50億68百万円）等により、24億97百万円の資金獲得（前年同期6億94百万円の資金流出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資有価証券の取得による支出1億10百万円（前年同期一百万円）及び有形固定資産の取得による支出1億5百万円（前年同期1億55百万円）等により、2億60百万円の資金流出（前年同期32百万円の資金獲得）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

配当金の支払額4億89百万円（前年同期3億92百万円）等により、4億65百万円の資金流出（前年同期3億96百万円の資金流出）となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間連結会計期間における商品の仕入実績は、次のとおりであります。

品目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電気材料 (百万円)	22,198	113.5
電子部品 (百万円)	7,025	97.6
オプティカル部品・材料 (百万円)	9,835	94.9
その他 (百万円)	7,292	180.8
合計 (百万円)	46,351	112.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 金額は仕入価格によっております。

(2) 販売実績

当中間連結会計期間における商品の販売実績は、次のとおりであります。

品目	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
電気材料 (百万円)	24,888	114.2
電子部品 (百万円)	8,035	98.7
オプティカル部品・材料 (百万円)	11,027	95.7
その他 (百万円)	7,994	169.5
合計 (百万円)	51,945	112.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間における主な販売先グループ（主な販売先とその子会社）別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
株東芝グループ	9,359	20.3	10,350	19.9

### 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、以下のとおりであります。

当社は平成19年5月11日開催の当社取締役会において、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場による買い付け、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問わず、当社取締役会が予め同意したものを除く。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」という。）が行われた場合の対応策（以下「本施策」という。）の導入について決議し、平成19年6月22日開催の定時株主総会において本施策導入の承認を得ております。

#### (1) 本施策の概要

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきものでありますが、大規模買付行為は、それが成就されれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

従いまして、本施策は大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して、大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様提示する等のプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または、株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくこと等の手続きを定めたものであります。

具体的な施策としては、大規模買付者が従うべき一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）、ならびに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社が取りうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」という。）について、その要件及び内容を定めているものです。

#### ①大規模買付ルール

##### a. 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当該大規模買付行為に関し株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うために、必要かつ十分な情報を書面で提出していただきます。

##### b. 取締役会における検討及び評価

大規模買付者には、当社取締役会に対するこの情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買い付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」という。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。

##### c. 独立委員会

当社取締役会は大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員（以下「委員」という。）は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者から選任しております。現任の委員は3名であります。

## ②大規模買付対抗措置

### a. 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きに従うことなく大規模買付行為を行った場合等、一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

### b. 大規模買付対抗措置の発動の要件及び手続き

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号の定める要件を具備する場合に限るものとします。

イ. 大規模買付者が十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付ルールを遵守しなかった場合

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると当社取締役会が判断した場合

前記各号に該当し、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するに当たっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、また、外部専門家等の助言も受けつつ、会社法上の決議を速やかに行うものとします。

## (2) 本施策の合理性

### ①企業価値・株主共同の利益の確保・向上

大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

### ②事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、株主及び投資家の皆様、大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

### ③株主意思の反映

本施策は、平成19年6月22日開催の定時株主総会に議案として提出し、承認を受けております。また、本施策の有効期間は、平成20年6月開催予定の定時株主総会の終結までとし、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の皆様意思を確認させていただくことを予定しております。

従って、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通して株主の皆様意思は反映されるものと考えます。

### ④取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件及び手続きは、客観的かつ明確に定めており、発動の要件に該当するか否かの判断及び手続きに当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

従って、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議にするにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

## 4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

## 5【研究開発活動】

当社グループは、ユーザー及び仕入先と共同で商品開発に取り組んでおりますが、技術開発の主体は相手方にあるため、特記すべき事項はありません。



### **第3【設備の状況】**

#### **1【主要な設備の状況】**

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### **2【設備の新設、除却等の計画】**

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,000,000
計	59,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,835,800	18,835,800	東京証券取引所 市場第一部	—
計	18,835,800	18,835,800	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日 (注)	48,000	18,835,800	20	2,142	20	2,017

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

## (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
櫻井 恵	東京都港区	2,035	10.80
高千穂電気社員持株会	東京都港区三田3-5-27	1,599	8.49
有限会社比翼商事	東京都港区三田5-2-18	1,272	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,124	5.96
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505025 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜 町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A.  (東京都中央区日本橋兜町6-7)	933	4.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	833	4.42
有限会社エスプランニング	東京都港区南麻布5-4-1	540	2.86
竹田 和平	名古屋市天白区	500	2.65
エイチエスビーシー バンク ピーエルシー アカウント アトランティス ジャパン グロース ファンド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2 COPTHALL AVENUE. LONDON. EC2R 7DA UK  (東京都中央区日本橋3-11-1)	360	1.91
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会 社)	133 FLEET STREET LONDON. EC4A 2BB. UK  (東京都港区六本木6-10-1)	330	1.75
計	—	9,530	50.59

(注) 1. 上記の所有持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 1,124千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 833千株

2. モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びその共同保有者から、平成18年7月12日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー	株式 981,300	5.23
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー	株式 2,200	0.01

その後、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びその共同保有者から、平成19年1月11日付の大量保有変更報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー	株式 982,300	5.23
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド	1585 Broadway, New York, NY10036	株式 13,700	0.07
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U. K.	株式 12,461	0.07
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3恵比寿ガーデンプレイスタワー	株式 3,200	0.02

3. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者より、平成18年7月14日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー	株式 933,600	4.97
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	株式 7,300	0.04

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 18,834,600	188,346	—
単元未満株式	普通株式 1,200	—	—
発行済株式総数	18,835,800	—	—
総株主の議決権	—	188,346	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	1,693	1,630	1,700	1,758	1,730	1,589
最低 (円)	1,510	1,525	1,600	1,620	1,400	1,473

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表についてはみずず監査法人により中間監査を受け、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	みずず監査法人
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	新日本監査法人

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		4,001		6,377		4,540	
2. 受取手形及び売掛金	※3	31,240		33,842		30,935	
3. たな卸資産		3,173		3,391		3,367	
4. 繰延税金資産		340		369		206	
5. その他		604		545		816	
貸倒引当金		△77		△80		△77	
流動資産合計		39,282	85.4	44,445	86.5	39,789	85.6
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		947		932		955	
(2) 土地		1,465		1,416		1,416	
(3) その他		615		745		691	
有形固定資産合計		3,029	6.6	3,093	6.0	3,063	6.6
2. 無形固定資産		139	0.3	126	0.3	122	0.2
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	2,531		2,335		2,220	
(2) 長期貸付金		58		43		47	
(3) 繰延税金資産		178		100		126	
(4) その他		798		1,275		1,167	
貸倒引当金		△35		△31		△32	
投資その他の資産合計		3,531	7.7	3,722	7.2	3,528	7.6
固定資産合計		6,700	14.6	6,941	13.5	6,715	14.4
資産合計		45,983	100.0	51,387	100.0	46,504	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1. 支払手形及び買掛金	※2,3	21,871		24,640		21,524		
2. 短期借入金		296		200		198		
3. 未払法人税等		877		842		578		
4. 未払役員賞与		-		-		70		
5. 賞与引当金		430		552		173		
6. 役員賞与引当金		32		49		-		
7. その他		536		671		618		
流動負債合計		24,045	52.3	26,955	52.5	23,163	49.8	
II 固定負債								
1. 退職給付引当金		62		33		49		
2. 役員退職慰労引当金		127		152		140		
3. 本社移転等損失 引当金		68		68		68		
4. 負ののれん		-		73		81		
5. その他		9		3		3		
固定負債合計		268	0.6	331	0.6	343	0.7	
負債合計		24,313	52.9	27,287	53.1	23,506	50.5	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金		2,121	4.6	2,142	4.2	2,121	4.6	
2. 資本剰余金		1,997	4.3	2,018	3.9	1,997	4.3	
3. 利益剰余金		17,361	37.8	19,410	37.8	18,574	39.9	
4. 自己株式		△0	△0.0	△0	△0.0	△0	△0.0	
株主資本合計		21,481	46.7	23,571	45.9	22,694	48.8	
II 評価・換算差額等								
1. その他有価証券 評価差額金		△203	△0.4	△255	△0.5	△268	△0.6	
2. 繰延ヘッジ損益		0	0.0	1	0.0	△6	△0.0	
3. 為替換算調整勘定		103	0.2	509	1.0	331	0.7	
評価・換算差額等合計		△98	△0.2	256	0.5	55	0.1	
III 少数株主持分		288	0.6	272	0.5	247	0.6	
純資産合計		21,670	47.1	24,100	46.9	22,997	49.5	
負債純資産合計		45,983	100.0	51,387	100.0	46,504	100.0	



②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			46,184	100.0		51,945	100.0		96,513	100.0
II 売上原価			41,234	89.3		46,327	89.2		86,210	89.3
売上総利益			4,949	10.7		5,618	10.8		10,303	10.7
III 販売費及び一般管理費										
1. 給料手当		855			1,034			2,490		
2. 役員報酬		94			96			256		
3. 荷造運賃		393			401			793		
4. 法定福利費		134			130			276		
5. 旅費交通費		217			216			434		
6. 保険料		46			51			102		
7. 減価償却費		96			105			199		
8. 貸倒引当金繰入額		13			3			17		
9. 賞与引当金繰入額		430			521			173		
10. 役員賞与引当金繰入額		32			49			—		
11. 退職給付費用		63			63			129		
12. 役員退職慰労引当金繰入額		13			12			27		
13. その他		765	3,156	6.8	887	3,574	6.9	1,741	6,642	6.9
営業利益			1,792	3.9		2,044	3.9		3,660	3.8
IV 営業外収益										
1. 受取利息		86			41			105		
2. 受取配当金		3			4			7		
3. 負ののれん償却額		—			8			—		
4. 持分法による投資利益		—			31			21		
5. 仕入割引		13			29			36		
6. 賃貸収入		13			12			27		
7. 為替差益		45			—			123		
8. その他		33	196	0.4	22	151	0.3	79	401	0.4
V 営業外費用										
1. 支払利息		4			8			10		
2. 賃貸費用		4			3			8		
3. 持分法による投資損失		1			—			—		
4. 為替差損		—			136			—		
5. その他		19	30	0.1	8	157	0.3	25	44	0.0
経常利益			1,957	4.2		2,038	3.9		4,017	4.2

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VI 特別利益										
1. 固定資産売却益		—			—			111		
2. 投資有価証券売却益		32	32	0.1	—	—	—	32	143	0.1
VII 特別損失										
1. 投資有価証券評価損		—			—			8		
2. 子会社清算関連損失		28	28	0.1	—	—	—	32	40	0.0
税金等調整前中間 (当期) 純利益			1,961	4.2		2,038	3.9		4,120	4.3
法人税、住民税及び 事業税		853			826			1,312		
法人税等調整額		△158	694	1.4	△145	681	1.3	41	1,354	1.5
少数株主利益			36	0.1		32	0.1		133	0.1
中間 (当期) 純利益			1,230	2.7		1,324	2.5		2,632	2.7

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,118	1,993	16,605	△4	20,713
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	3	3			6
利益処分による剰余金の配当			△394		△394
利益処分による役員賞与の支給			△80		△80
中間純利益			1,230		1,230
自己株式の処分		0		4	4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	3	4	756	4	767
平成18年9月30日 残高 (百万円)	2,121	1,997	17,361	△0	21,481

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△122	—	89	△33	189	20,869
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行				—		6
利益処分による剰余金の配当				—		△394
利益処分による役員賞与の支給				—		△80
中間純利益				—		1,230
自己株式の処分				—		4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△80	0	14	△65	98	33
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△80	0	14	△65	98	801
平成18年9月30日 残高 (百万円)	△203	0	103	△98	288	21,670

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,121	1,997	18,574	△0	22,694
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	20	20			40
剰余金の配当			△488		△488
中間純利益			1,324		1,324
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					-
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	20	20	835	△0	876
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,142	2,018	19,410	△0	23,571

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△268	△6	331	55	247	22,997
中間連結会計期間中の変動額						
新株の発行				-		40
剰余金の配当				-		△488
中間純利益				-		1,324
自己株式の取得				-		△0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	12	8	178	200	25	225
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	12	8	178	200	25	1,102
平成19年9月30日 残高 (百万円)	△255	1	509	256	272	24,100

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,118	1,993	16,605	△4	20,713
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	3	3			6
剰余金の配当			△582		△582
利益処分による役員賞与の支給			△80		△80
当期純利益			2,632		2,632
自己株式の処分		0		4	4
その他			△0		△0
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	3	4	1,969	4	1,981
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,121	1,997	18,574	△0	22,694

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	△122	—	89	△33	189	20,869
連結会計年度中の変動額						
新株の発行				—		6
剰余金の配当				—		△582
利益処分による役員賞与の支給				—		△80
当期純利益				—		2,632
自己株式の処分				—		4
その他				—		△0
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額（純額）	△145	△6	241	89	57	147
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△145	△6	241	89	57	2,128
平成19年3月31日 残高 (百万円)	△268	△6	331	55	247	22,997

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期) 純利益		1,961	2,038	4,120
減価償却費		109	154	232
持分法による投資損益		1	△31	△21
賞与引当金の増加額		268	377	—
受取利息及び受取配当金		△90	△46	△112
売上債権の増加額		△5,068	△2,797	△4,624
たな卸資産の増減額		77	7	△81
前払費用の増加額		△68	—	—
仕入債務の増加額		2,698	2,996	2,215
未収消費税等の増減額		187	263	△155
取締役賞与金の支払額		△80	—	△80
その他		△54	54	△48
小計		△55	3,015	1,444
利息及び配当金の受取額		78	55	157
利息の支払額		△4	△8	△10
法人税等の支払額		△712	△565	△1,488
営業活動によるキャッシュ・フロー		△694	2,497	101
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△155	△105	△423
無形固定資産の取得による支出		△27	△2	△36
投資有価証券の取得による支出		—	△110	—
投資有価証券の売却による収入		245	—	255
保険積立金の取得による支出		—	△42	△74
保険契約の満期返戻による収入		78	—	139
差入保証金の取得による支出		△131	—	△139
貸付金の回収による収入		26	—	54
その他		△3	1	205
投資活動によるキャッシュ・フロー		32	△260	△18
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		△76	5	△176
配当金の支払額		△392	△489	△579
株式の発行による収入		6	40	—
自己株式の処分による収入		4	—	—
少数株主からの払込みによる収入		60	—	60
少数株主への配当金支払額		—	△21	—
その他		—	△0	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		△396	△465	△682
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	65	81
V 現金及び現金同等物の増減額		△1,057	1,837	△518
VI 現金及び現金同等物の期首残高		5,058	4,540	5,058
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	4,001	6,377	4,540

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社16社はすべて連結されております。</p> <p>当該子会社は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社高千穂技研</li> <li>・タカチホエイブル株式会社</li> <li>・TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD.</li> <li>・高千穂香港有限公司</li> <li>・台湾高千穂股份有限公司</li> <li>・高千穂(上海)国際貿易有限公司</li> <li>・高千穂貿易(大連保稅区)有限公司</li> <li>・TAKACHIHO ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.</li> <li>・高千穂国際貿易(深圳)有限公司</li> <li>・大連高千穂電子有限公司</li> <li>・TAKACHIHO PHILIPPINES, INC.</li> <li>・TAKACHIHO KOREA CO., LTD.</li> <li>・香港高千穂電子有限公司</li> <li>・高千穂(天津)国際貿易有限公司</li> <li>・無錫高千穂燦科技有限公司</li> <li>・Takachiho USA, Inc.</li> </ul> <p>なお、Takachiho USA, Inc. については、新たに設立されたことから、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p>	<p>子会社16社はすべて連結されております。</p> <p>当該子会社は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社高千穂技研</li> <li>・タカチホエイブル株式会社</li> <li>・TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD.</li> <li>・高千穂香港有限公司</li> <li>・台湾高千穂股份有限公司</li> <li>・高千穂(上海)国際貿易有限公司</li> <li>・高千穂貿易(大連保稅区)有限公司</li> <li>・TAKACHIHO ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.</li> <li>・高千穂国際貿易(深圳)有限公司</li> <li>・大連高千穂電子有限公司</li> <li>・TAKACHIHO PHILIPPINES, INC.</li> <li>・TAKACHIHO KOREA CO., LTD.</li> <li>・高千穂(天津)国際貿易有限公司</li> <li>・無錫高千穂燦科技有限公司</li> <li>・Takachiho USA, Inc.</li> <li>・TAKACHIHO Czech s. r. o</li> </ul>	<p>子会社16社はすべて連結されております。</p> <p>当該子会社は次のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社高千穂技研</li> <li>・タカチホエイブル株式会社</li> <li>・TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD.</li> <li>・高千穂香港有限公司</li> <li>・台湾高千穂股份有限公司</li> <li>・高千穂(上海)国際貿易有限公司</li> <li>・高千穂貿易(大連保稅区)有限公司</li> <li>・TAKACHIHO ELECTRIC (THAILAND) CO., LTD.</li> <li>・高千穂国際貿易(深圳)有限公司</li> <li>・大連高千穂電子有限公司</li> <li>・TAKACHIHO PHILIPPINES, INC.</li> <li>・TAKACHIHO KOREA CO., LTD.</li> <li>・高千穂(天津)国際貿易有限公司</li> <li>・無錫高千穂燦科技有限公司</li> <li>・Takachiho USA, Inc.</li> <li>・TAKACHIHO Czech s. r. o</li> </ul> <p>なお、Takachiho USA, Inc及びTA KACHIHO Czech s. r. oについては、新たに設立されたことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結子会社でありました香港高千穂電子有限公司は清算したため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社の名称 ・高輪科技有限公司 ・蘇州高輪電子科技有限公司 なお、紀元高千穂電子(蘇州)有限公司については、当社持分(40%)を合弁先である株式会社紀元製作所に譲渡したため、持分法適用会社から除外しております。</p> <p>(2) 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社の名称 ・高輪科技有限公司 ・蘇州高輪電子科技有限公司</p> <p>(2) 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 同左</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 2社 会社の名称 ・高輪科技有限公司 ・蘇州高輪電子科技有限公司 なお、紀元高千穂電子(蘇州)有限公司については、当社持分(40%)を合弁先である株式会社紀元製作所に譲渡したため、持分法適用会社から除外しております。</p> <p>(2) 持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日) 等に関する事項	<p>連結子会社のうち、高千穂（上海）国際貿易有限公司、高千穂貿易（大連保税區）有限公司、高千穂国際貿易（深圳）有限公司、大連高千穂電子有限公司、高千穂（天津）国際貿易有限公司、無錫高千穂燦科技有限公司の中間決算日は、6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、高千穂（上海）国際貿易有限公司、高千穂貿易（大連保税區）有限公司、高千穂国際貿易（深圳）有限公司、大連高千穂電子有限公司、高千穂（天津）国際貿易有限公司、無錫高千穂燦科技有限公司、TAKACHIHO Czech s.r.o.の中間決算日は、6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、高千穂（上海）国際貿易有限公司、高千穂貿易（大連保税區）有限公司、高千穂国際貿易（深圳）有限公司、大連高千穂電子有限公司、高千穂（天津）国際貿易有限公司、無錫高千穂燦科技有限公司、TAKACHIHO Czech s.r.o.の決算日は、12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）          時価のないもの          移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ          時価法（ヘッジ会計を適用するものを除く）</p> <p>③ たな卸資産          商品・製品・原材料          当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法を、また在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>② デリバティブ          同左</p> <p>③ たな卸資産          同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>② デリバティブ          同左</p> <p>③ たな卸資産          同左</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社については定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社については定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、変更による影響額は、軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費を含めて計上しております。</p> <p>なお、変更による影響額は、軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社については定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 当社及び国内連結子会社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備え、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、株主総会の利益処分決議により、未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、発生した期間の費用として処理しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ32百万円減少しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(177百万円)については、15年による按分額を費用より控除しております。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備え、当連結会計年度における支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>④ 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ _____</p> <p>④ 退職給付引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(177百万円)については、15年による按分額を費用より控除しております。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 当社及び一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。また、当社は執行役員退職慰労金についても当社内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ 本社移転等損失引当金 当社の本社移転等に伴い発生する損失に備えるため、その合理的な見積り額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等</p> <p>③ ヘッジ方針 外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行なっております。</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑥ 本社移転等損失引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>	<p>⑤ 役員退職慰労引当金 当社及び一部の国内連結子会社は役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。また、当社は執行役員退職慰労金についても当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑥ 本社移転等損失引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、 ヘッジ手段とヘッジ対象取引 に関する重要な条件が同一で あり、為替相場変動を完全に 相殺できると認められるた め、ヘッジの有効性の判定は 省略しております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっておりま す。</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、 ヘッジ手段とヘッジ対象取引 に関する重要な条件が同一で あり、為替相場変動を完全に 相殺できると認められるた め、もしくは、実行の可能性 が極めて高い将来の予定取引 に基づくものであるため、ヘ ッジの有効性の判定は省略し ております。</p> <p>(会計方針の変更) 外貨建金銭債権債務に係 る為替予約について、振 当処理の要件を満たす場 合は、従来、振当処理を 行っておりましたが、デ リバティブ取引の状況を 適正に把握するため、当 中間連結会計期間より、 原則的な処理方法、すな わち、ヘッジ手段である 為替予約を時価評価し、 ヘッジ対象である外貨建 金銭債権債務を決算日レ ートで換算する処理へ変 更しております。</p> <p>なお、変更による影響 額は軽微であります。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>④ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、 ヘッジ手段とヘッジ対象取引 に関する重要な条件が同一で あり、為替相場変動を完全に 相殺できると認められるた め、もしくは、実行の可能性 が極めて高い将来の予定取引 に基づくものであるため、ヘ ッジの有効性の判定は省略し ております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 中間連結キャッシュ・フ ロー計算書（連結キャッシ ュ・フロー計算書）におけ る資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到来する短 期投資からなっております。な お、当座借越については、明らか に短期借入金と同様の資金調達活 動と判断される場合を除いて、現 金同等物に含めております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、21,381百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、22,757百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>従来、株主総会の利益処分決議により、未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、発生した期間の費用として処理しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ70百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当中間連結会計期間2百万円)は、金額的重要性が低下したことから当中間連結会計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フローの「保険契約の満期返戻による収入」「差入保証金の取得による支出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「保険契約の満期返戻による収入」は4百万円、「差入保証金の取得による支出」は△25百万円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間において「投資有価証券」に中国の会社に対する出資金及び関係会社出資金を含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間からより実態に合わせて表示するため、当該出資金を区分して、投資その他の資産の「その他」へ含めて表示しております。なお、前中間連結会計期間の「投資有価証券」に含まれる出資金及び関係会社出資金はそれぞれ136百万円、173百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「前払費用の増加額」(当中間連結会計期間△26百万円)は、金額的重要性が低下したことから、当中間連結会計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の取得による支出」は、前中間連結会計期間は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前中間連結会計期間の「投資有価証券の取得による支出」は△2百万円であります。「投資有価証券の売却による収入」(当中間連結会計期間3百万円)、「保険契約の満期返戻による収入」(当中間連結会計期間2百万円)、「差入保証金の取得による支出」(当中間連結会計期間△21百万円)、「貸付金の回収による収入」(当中間連結会計期間9百万円)は金額的重要性が低下したことから、当中間連結会計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,881百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券 188百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務581百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>当中間連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 75百万円 支払手形 1,807百万円</p> <p>4. 受取手形裏書譲渡高 746百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、2,005百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券 195百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務951百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. 中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>当中間連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 78百万円 支払手形 2,066百万円</p> <p>4. 受取手形裏書譲渡高 591百万円</p>	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,877百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券 204百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務863百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. 連結会計年度末日満期手形 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>当連結会計年度末日満期手形の内額は、次のとおりです。</p> <p>受取手形 277百万円 支払手形 2,549百万円</p> <p>4. 受取手形裏書譲渡高 597百万円</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当中間連結会計期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	18,779	8	—	18,787
合計	18,779	8	—	18,787
自己株式				
普通株式 (注) 2	5	—	5	0
合計	5	—	5	0

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加8千株は、ストックオプションの権利行使に伴うものであります。

2. 自己株式の減少5千株は、ストックオプションの権利行使割当によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	394	21	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	187	利益剰余金	10	平成18年9月30日	平成18年12月5日

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	18,787	48	－	18,835
合計	18,787	48	－	18,835
自己株式				
普通株式（注）2	0	0	－	0
合計	0	0	－	0

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加48千株は、ストックオプションの権利行使に伴うものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	488	26	平成19年3月31日	平成19年6月25日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年11月8日 取締役会	普通株式	376	利益剰余金	20	平成19年9月30日	平成19年12月4日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	18,779	8	—	18,787
合計	18,779	8	—	18,787
自己株式				
普通株式（注）2	5	—	5	0
合計	5	—	5	0

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加8千株は、ストックオプションの権利行使に伴うものであります。

2. 自己株式の減少5千株は、ストックオプションの権利行使割当によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	394	21	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年11月9日 取締役会	普通株式	187	10	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	488	利益剰余金	26	平成19年3月31日	平成19年6月25日



(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金勘定 4,001百万円	現金及び預金勘定 6,377百万円	現金及び預金勘定 4,540百万円
現金及び現金同等物の 中間期末残高 4,001百万円	現金及び現金同等物の 中間期末残高 6,377百万円	現金及び現金同等物の 期末残高 4,540百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)	1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)	1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)																																																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定 資産・そ の他</td> <td>33</td> <td>30</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>無形固定 資産</td> <td>387</td> <td>341</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>420</td> <td>371</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産・そ の他	33	30	3	無形固定 資産	387	341	46	合計	420	371	49	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期 末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定 資産・そ の他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無形固定 資産</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産・そ の他	—	—	—	無形固定 資産	21	19	1	合計	21	19	1	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定 資産・そ の他</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>無形固定 資産</td> <td>160</td> <td>149</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>164</td> <td>152</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産・そ の他	3	3	0	無形固定 資産	160	149	11	合計	164	152	11
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)																																															
有形固定 資産・そ の他	33	30	3																																															
無形固定 資産	387	341	46																																															
合計	420	371	49																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期 末残高 相当額 (百万円)																																															
有形固定 資産・そ の他	—	—	—																																															
無形固定 資産	21	19	1																																															
合計	21	19	1																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																															
有形固定 資産・そ の他	3	3	0																																															
無形固定 資産	160	149	11																																															
合計	164	152	11																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																
1年内 49百万円	1年内 1百万円	1年内 11百万円																																																
1年超 1百万円	1年超 1百万円	1年超 0百万円																																																
合計 50百万円	合計 1百万円	合計 11百万円																																																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額																																																
支払リース料 41百万円	支払リース料 10百万円	支払リース料 80百万円																																																
減価償却費相当額 40百万円	減価償却費相当額 10百万円	減価償却費相当額 78百万円																																																
支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円	支払利息相当額 0百万円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法によっております。	同左	同左																																																
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																																																
リース料総額とリース物件の取得価額相 当額との差額を利息相当額とし、各期への 配分方法については利息法によっておりま す。	同左	同左																																																
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引																																																
未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																
1年内 85百万円	1年内 118百万円	1年内 103百万円																																																
1年超 67百万円	1年超 70百万円	1年超 62百万円																																																
合計 153百万円	合計 188百万円	合計 166百万円																																																

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	325	595	270
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	1,919	1,451	△467
合計	2,244	2,047	△197

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	169
投資事業有限責任組合への出資	91
合計	260

(注) 「投資事業有限責任組合への出資」については、時価評価に係る差額金 (税効果相当額控除後) を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	329	631	301
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,002	1,446	△556
合計	2,332	2,078	△254

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	22
投資事業有限責任組合への出資	183
合計	205

(注) 「投資事業有限責任組合への出資」については、時価評価に係る差額金 (税効果相当額控除後) を中間連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1)株式	320	627	307
(2)債券	—	—	—
(3)その他	2,006	1,426	△580
合計	2,326	2,053	△272

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	22
投資事業有限責任組合への出資	92
合計	114

(注) 「投資事業有限責任組合への出資」については、時価評価に係る差額金（税効果相当額控除後）を連結貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間、前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、デリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用している為替予約取引のみであり、当該取引の契約額、時価及び評価損益の状況について開示の対象から除いております。

(ストック・オプション関係)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 11名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 86,000株
付与日	平成14年6月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成16年6月28日 至 平成19年6月27日

(注) 平成16年11月19日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行っております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成14年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	48,000
権利確定	—
権利行使	48,000
失効	—
未行使残	0

② 単価情報

	平成14年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	850
行使時平均株価 (円)	1,616
公正な評価単価 (円)	—

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 11名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 86,000株
付与日	平成14年6月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年6月28日 至 平成19年6月27日

(注) 平成16年11月19日付で普通株式1株を2株にする株式分割を行っております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成14年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	62,000
権利確定	—
権利行使	14,000
失効	—
未行使残	48,000

② 単価情報

	平成14年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	850
行使時平均株価 (円)	1,500
公正な評価単価 (円)	—

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、当社グループは電気材料、電子部品及びオプティカル部品・材料等の販売を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	33,957	12,226	46,184	—	46,184
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,230	1,531	7,761	(7,761)	—
計	40,187	13,758	53,946	(7,761)	46,184
営業費用	39,218	13,019	52,237	(7,845)	44,391
営業利益	969	739	1,708	83	1,792

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……アジア：中国（香港を含む）、台湾、韓国、東南アジア

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	36,261	11,011	4,561	111	51,945	—	51,945
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,276	894	366	72	9,610	(9,610)	—
計	44,538	11,905	4,927	183	61,555	(9,610)	51,945
営業費用	43,636	11,207	4,588	204	59,638	(9,736)	49,901
営業利益（又は営業損失）	902	697	338	(21)	1,917	126	2,044

(注) 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア、  
欧米：USA、チェコ

2. 所在地別セグメント区分の変更

前中間連結会計期間において中国は「アジア」に含めておりましたが、当該地域の売上高割合が増加しており、当該セグメントの重要性が高まっていることから、前連結会計年度より、所在地別セグメントにおける区分を、従来の「アジア」より「中国」と「その他アジア」に分割して表示しております。また、「欧米」は子会社が新たに設立されたことから、前連結会計年度より表示しております。

なお、前中間連結会計期間において当中間連結会計期間の区分によった場合の所在地別セグメント情報は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	33,957	8,554	3,672	—	46,184	—	46,184
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6,230	1,417	193	—	7,841	(7,841)	—
計	40,187	9,972	3,865	—	54,025	(7,841)	46,184
営業費用	39,218	9,474	3,624	—	52,317	(7,925)	44,391
営業利益	969	497	241	—	1,708	83	1,792

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア、  
欧米：U S A、チェコ

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	中国 (百万円)	その他 アジア (百万円)	欧米 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	69,799	18,402	8,308	3	96,513	—	96,513
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	13,203	2,447	282	—	15,933	(15,933)	—
計	83,003	20,849	8,590	3	112,447	(15,933)	96,513
営業費用	81,203	19,634	8,081	19	108,938	(16,085)	92,852
営業利益（又は営業損失）	1,799	1,215	508	(15)	3,508	152	3,660

(注) 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……………中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア、  
欧米：U S A、チェコ

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	14,072	221	14,293
II 連結売上高（百万円）	—	—	46,184
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	30.5	0.5	31.0

（注） 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……アジア：中国（香港を含む）、台湾、韓国、東南アジア

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	中国	その他アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	13,164	4,534	219	17,917
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	51,945
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	25.4	8.7	0.4	34.5

（注） 1. 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

2. 海外売上高区分の変更

前中間連結会計期間において中国は「アジア」に含めておりましたが、当該地域の売上高割合が増加しており、当該セグメントの重要性が高まっていることから、前連結会計年度より、海外売上高における区分を、従来の「アジア」より「中国」と「その他アジア」に分割して表示しております。

なお、前中間連結会計期間において当中間連結会計期間の区分によった場合の海外売上高は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	中国	その他アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	10,623	3,448	221	14,293
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	46,184
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	23.0	7.5	0.5	31.0

（注） 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	中国	その他アジア	その他の地域	計
I 海外売上高（百万円）	22,665	8,456	470	31,592
II 連結売上高（百万円）	—	—	—	96,513
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	23.5	8.7	0.5	32.7

（注） 国又は地域の区分の方法及び各区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

- ① 国又は地域の区分の方法……………地理的近接度による。
- ② 各区分に属する主な国又は地域……中国（香港を含む）、その他アジア：台湾、韓国、東南アジア



## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,138.10円	1株当たり純資産額	1,265.00円	1株当たり純資産額	1,210.92円
1株当たり中間純利益	65.53円	1株当たり中間純利益	70.37円	1株当たり当期純利益	140.17円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	65.43円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	70.34円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	139.98円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	1,230	1,324	2,632
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	1,230	1,324	2,632
期中平均株式数(千株)	18,774	18,820	18,781
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	29	7	25
(うち新株予約権)	(29)	(7)	(25)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【中間財務諸表等】

### (1)【中間財務諸表】

#### ①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		305		2,050		590	
2. 受取手形	※4	1,133		1,187		1,197	
3. 売掛金		29,042		30,466		28,127	
4. たな卸資産		2,059		2,213		2,023	
5. 繰延税金資産		318		345		179	
6. その他	※3	498		511		788	
貸倒引当金		△77		△80		△77	
流動資産合計		33,281	85.6	36,693	86.5	32,828	85.5
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物		809		820		841	
(2) 土地		1,465		1,416		1,416	
(3) その他		120		183		127	
有形固定資産合計		2,396	6.1	2,419	5.7	2,384	6.2
2. 無形固定資産		112	0.3	106	0.2	98	0.3
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券	※2	856		837		742	
(2) 関係会社株式		1,304		334		334	
(3) 保険積立金		445		468		428	
(4) 繰延税金資産		170		83		82	
(5) その他		360		1,526		1,526	
貸倒引当金		△35		△31		△32	
投資その他の資産合計		3,101	8.0	3,218	7.6	3,082	8.0
固定資産合計		5,610	14.4	5,744	13.5	5,565	14.5
資産合計		38,892	100.0	42,438	100.0	38,394	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形	※4	9,147		12,314		9,385	
2. 買掛金	※2	11,184		10,826		10,465	
3. 短期借入金		100		-		-	
4. 未払法人税等		682		650		409	
5. 賞与引当金		388		494		149	
6. 役員賞与引当金		32		49		-	
7. その他		289		504		513	
流動負債合計		21,824	56.1	24,839	58.5	20,923	54.5
II 固定負債							
1. 退職給付引当金		50		21		34	
2. 役員退職慰労引当金		120		144		132	
3. 本社移転等損失 引当金		68		68		68	
4. その他		15		15		15	
固定負債合計		254	0.7	249	0.6	250	0.6
負債合計		22,079	56.8	25,088	59.1	21,174	55.1
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		2,121	5.5	2,142	5.1	2,121	5.5
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,997		2,017		1,997	
(2) その他資本剰余金		0		0		0	
資本剰余金合計		1,997	5.1	2,018	4.8	1,997	5.2
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		91		91		91	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		11,559		11,899		11,559	
圧縮特別積立金		-		52		-	
繰越利益剰余金		871		954		1,261	
利益剰余金合計		12,521	32.2	12,997	30.6	12,911	33.7
4. 自己株式		△0	△0.0	△0	△0.0	△0	△0.0
株主資本合計		16,641	42.8	17,158	40.5	17,031	44.4
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券 評価差額金		170	0.4	189	0.4	195	0.5
2. 繰延ヘッジ損益		0	0.0	1	0.0	△6	△0.0
評価・換算差額等 合計		171	0.4	191	0.4	189	0.5
純資産合計		16,812	43.2	17,349	40.9	17,220	44.9
負債純資産合計		38,892	100.0	42,438	100.0	38,394	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高		40,178	100.0	44,534	100.0	82,987	100.0
II 売上原価		36,729	91.4	40,822	91.7	76,055	91.6
売上総利益		3,449	8.6	3,711	8.3	6,931	8.4
III 販売費及び一般管理 費		2,502	6.2	2,819	6.3	5,169	6.3
営業利益		947	2.4	891	2.0	1,762	2.1
IV 営業外収益	※1	209	0.5	213	0.5	386	0.5
V 営業外費用	※2	13	0.0	71	0.2	24	0.0
経常利益		1,143	2.9	1,034	2.3	2,124	2.6
VI 特別利益	※3	157	0.3	-	-	270	0.3
VII 特別損失	※4	126	0.3	-	-	172	0.2
税引前中間(当 期)純利益		1,175	2.9	1,034	2.3	2,223	2.7
法人税、住民税及 び事業税		657		627		912	
法人税等調整額		△161	496	1.2	△168	459	1.0
中間(当期)純利 益		678	1.7	574	1.3	1,256	1.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,118	1,993	—	1,993	91	10,979	1,246	12,316	△4	16,424
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	3	3		3				—		6
利益処分による別途積立金の積立				—		580	△580	—		—
利益処分による剰余金の配当				—			△394	△394		△394
利益処分による役員賞与の支給				—			△80	△80		△80
中間純利益				—			678	678		678
自己株式の処分			0	0				—	4	4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）				—				—		—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	3	3	0	4	—	580	△375	204	4	216
平成18年9月30日 残高 (百万円)	2,121	1,997	0	1,997	91	11,559	871	12,521	△0	16,641

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	241	—	241	16,666
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			—	6
利益処分による別途積立金の積立			—	—
利益処分による剰余金の配当			—	△394
利益処分による役員賞与の支給			—	△80
中間純利益			—	678
自己株式の処分			—	4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△71	0	△70	△70
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△71	0	△70	146
平成18年9月30日 残高 (百万円)	170	0	171	16,812

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	圧縮特別積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,121	1,997	0	1,997	91	11,559	—	1,261	12,911	△0	17,031
中間会計期間中の変動額											
新株の発行	20	20		20					—		40
別途積立金の積立				—		340		△340	—		—
圧縮特別積立金の積立				—			52	△52	—		—
剰余金の配当				—				△488	△488		△488
中間純利益				—				574	574		574
自己株式の取得				—					—	△0	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)				—					—		—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	20	20	—	20	—	340	52	△306	86	△0	126
平成19年9月30日 残高 (百万円)	2,142	2,017	0	2,018	91	11,899	52	954	12,997	△0	17,158

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	195	△6	189	17,220
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			—	40
別途積立金の積立			—	—
圧縮特別積立金の積立			—	—
剰余金の配当			—	△488
中間純利益			—	574
自己株式の取得			—	△0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額)	△6	8	2	2
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△6	8	2	129
平成19年9月30日 残高 (百万円)	189	1	191	17,349

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	2,118	1,993	—	1,993	91	10,979	1,246	12,316	△4	16,424
事業年度中の変動額										
新株の発行	3	3		3				—		6
利益処分による別途積立金の積立				—		580	△580	—		—
剰余金の配当				—			△582	△582		△582
利益処分による役員賞与の支給				—			△80	△80		△80
当期純利益				—			1,256	1,256		1,256
自己株式の処分			0	0				—	4	4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				—				—		—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	3	3	0	4	—	580	14	594	4	606
平成19年3月31日 残高 (百万円)	2,121	1,997	0	1,997	91	11,559	1,261	12,911	△0	17,031

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	241	—	241	16,666
事業年度中の変動額				
新株の発行			—	6
利益処分による別途積立金の積立			—	—
剰余金の配当			—	△582
利益処分による役員賞与の支給			—	△80
当期純利益			—	1,256
自己株式の処分			—	4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△46	△6	△52	△52
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△46	△6	△52	553
平成19年3月31日 残高 (百万円)	195	△6	189	17,220

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格 等に基づく時価法（評価 差額は全部純資産直入法 により処理し売却原価は 主として移動平均法によ り算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法（ヘッジ会計を適用する ものを除く）</p> <p>(3) たな卸資産 商品 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定） 時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設 備を除く）については定額法を 採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法を、その 他の無形固定資産については定額 法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設 備を除く）については定額法を 採用しております。 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当 中間会計期間より、平成19年 4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の 法人税法に基づく減価償却の 方法に変更しております。 なお、変更による影響額 は、軽微であります。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平 成19年3月31日以前に取得し た資産については、改正前の 法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌 事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差 額を5年間にわたり均等償却 し、減価償却費に含めて計上 しております。 なお、変更による影響額 は、軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設 備を除く）については定額法を 採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>



項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備え、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、株主総会の利益処分決議により、未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、発生した期間の費用として処理しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ32百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(177百万円)については、15年による按分額を費用より控除しております。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。また、執行役員退職慰労金についても当社内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転等損失引当金 本社移転等に伴い発生する損失に備えるため、その合理的な見積り額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備え、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) 本社移転等損失引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) _____</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(177百万円)については、15年による按分額を費用より控除しております。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。また、執行役員退職慰労金についても当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 本社移転等損失引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引 ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等</p> <p>(3) ヘッジ方針 外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で行なっております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p> <p>(会計方針の変更) 外貨建金銭債権債務に係る為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は、従来、振当処理を行っていましたが、デリバティブ取引の状況を適正に把握するため、当中間会計期間より、原則的な処理方法、すなわち、ヘッジ手段である為替予約を時価評価し、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務を決算日レートで換算する処理へ変更しております。</p> <p>なお、変更による影響額は軽微であります。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約取引については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が極めて高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。</p>
6. その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は16,812百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。これまでの資本の部の合計に相当する金額は17,227百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>従来、株主総会の利益処分決議により、未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、発生した期間の費用として処理しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ70百万円減少しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>—————</p>	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間において「投資有価証券」に中国の会社に対する出資金を含めて表示しておりましたが、当中間会計期間からより実態に合わせて表示するため、当該出資金を区分して、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、前中間会計期間の「投資有価証券」に含まれる出資金は、136百万円であります。</p> <p>前中間会計期間において「関係会社株式」に中国の関係会社に対する出資金を含めて表示しておりましたが、当中間会計期間からより実態に合わせて表示するため、当該出資金を投資その他の資産の「その他」に含めて掲記しております。なお、前中間会計期間の「関係会社株式」に含まれる関係会社出資金は、953百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)												
<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,654百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券 188百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務581百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>※4. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>75百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>1,807百万円</td> </tr> </table> <p>5. 受取手形裏書譲渡高 746百万円</p> <p>6. 保証債務等 (1)次の子会社の金融機関からの借入金につき下記のとおり債務保証をしております。 台湾高千穂股份有限公司 (55,000千台湾ドル) 196百万円</p> <p>(2)次の関係会社の仕入債務等につき下記のとおり保証類似行為をしております。 TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD. (4千米ドル) 0百万円 高千穂香港有限公司 (33千米ドル) 3百万円 0百万円 高千穂(上海)国際貿易有限公司 (73千米ドル) 8百万円 高千穂(天津)国際貿易有限公司 (35千米ドル) 4百万円</p> <hr/> <p>合計 17百万円</p>	受取手形	75百万円	支払手形	1,807百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,673百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券 195百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務951百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. 消費税等の取扱い 同左</p> <p>※4. 中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>78百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>2,066百万円</td> </tr> </table> <p>5. 受取手形裏書譲渡高 591百万円</p> <p>6. 保証債務等 (1)次の子会社の金融機関からの借入金につき下記のとおり債務保証をしております。 台湾高千穂股份有限公司 (57,000千台湾ドル) 200百万円</p> <p>(2)次の関係会社の仕入債務等につき下記のとおり保証類似行為をしております。 TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD. (7千シンガポールドル) 0百万円 高千穂香港有限公司 (33千米ドル) 3百万円 12百万円 高千穂(上海)国際貿易有限公司 (45千米ドル) 5百万円 高千穂(天津)国際貿易有限公司 (11千米ドル) 1百万円</p> <hr/> <p>合計 23百万円</p>	受取手形	78百万円	支払手形	2,066百万円	<p>※1. 有形固定資産の減価償却累計額は、1,610百万円であります。</p> <p>※2. 担保に供している資産 投資有価証券(株式) 204百万円</p> <p>上記資産については、仕入債務863百万円の担保に供しております。</p> <p>※3. _____</p> <p>※4. 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、当期の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>受取手形</td> <td>277百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>2,549百万円</td> </tr> </table> <p>5. 受取手形裏書譲渡高 597百万円</p> <p>6. 保証債務等 (1)次の子会社の金融機関からの借入金につき下記のとおり債務保証をしております。 台湾高千穂股份有限公司 (55,500千台湾ドル) 198百万円</p> <p>(2)次の関係会社の仕入債務等につき下記のとおり保証類似行為をしております。 TAKACHIHO SINGAPORE (PTE.) LTD. (11千シンガポールドル) 0百万円 高千穂香港有限公司 (144千米ドル) 17百万円 9百万円 高千穂(上海)国際貿易有限公司 (43千米ドル) 5百万円</p> <hr/> <p>合計 32百万円</p>	受取手形	277百万円	支払手形	2,549百万円
受取手形	75百万円													
支払手形	1,807百万円													
受取手形	78百万円													
支払手形	2,066百万円													
受取手形	277百万円													
支払手形	2,549百万円													

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 12百万円 受取配当金 20百万円 関係会社受取業務指 導料 81百万円 為替差益 50百万円 ※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 2百万円 貸貸費用 4百万円 ※3. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 157百万円 ※4. 特別損失のうち主要なもの 子会社清算関連損失 126百万円 5. 減価償却実施額 有形固定資産 54百万円 無形固定資産 16百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 5百万円 受取配当金 37百万円 関係会社受取業務指 導料 109百万円 ※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 7百万円 貸貸費用 3百万円 為替差損 54百万円 ※3. _____ ※4. _____ 5. 減価償却実施額 有形固定資産 64百万円 無形固定資産 16百万円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 20百万円 受取配当金 23百万円 関係会社受取業務指 導料 173百万円 為替差益 71百万円 ※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 7百万円 貸貸費用 8百万円 ※3. 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 113百万円 投資有価証券売却益 157百万円 ※4. 特別損失のうち主要なもの 子会社清算関連損失 119百万円 5. 減価償却実施額 有形固定資産 115百万円 無形固定資産 33百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)
普通株式 (注)	5	—	5	0
合計	5	—	5	0

(注) 自己株式の減少5千株は、ストックオプションの権利行使割当によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加株式数 (千株)	当中間会計期間減少株式数 (千株)	当中間会計期間末株式数 (千株)
普通株式 (注)	0	0	—	0
合計	0	0	—	0

(注) 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注)	5	—	5	0
合計	5	—	5	0

(注) 自己株式の減少5千株は、ストックオプションの権利行使割当によるものであります。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
有形固定資産・その他	33	30	3	有形固定資産・その他	—	—	—	有形固定資産・その他	3	3	0
無形固定資産	387	341	46	無形固定資産	21	19	1	無形固定資産	160	149	11
合計	420	371	49	合計	21	19	1	合計	164	152	11
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 49百万円 1年超 1百万円 合計 50百万円				(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 1百万円 1年超 1百万円 合計 1百万円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 11百万円 1年超 0百万円 合計 11百万円			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 41百万円 減価償却費相当額 40百万円 支払利息相当額 0百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 10百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 80百万円 減価償却費相当額 78百万円 支払利息相当額 0百万円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
2. _____				2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 3百万円 合計 3百万円				2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年内 0百万円 1年超 3百万円 合計 4百万円			

## (有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	894.87円	1株当たり純資産額	921.09円	1株当たり純資産額	916.57円
1株当たり中間純利益	36.16円	1株当たり中間純利益	30.53円	1株当たり当期純利益	66.91円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	36.11円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	30.52円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	66.82円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	678	574	1,256
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	678	574	1,256
期中平均株式数(千株)	18,774	18,820	18,781
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	29	7	25
(うち新株予約権)	(29)	(7)	(25)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）中間配当については、平成19年11月8日開催の取締役会において、平成19年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり行うことを決議いたしました。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 中間配当金の総額           | 376百万円     |
| ② 1株当たり中間配当金         | 20円00銭     |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成19年12月4日 |



## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第61期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年9月21日関東財務局長に提出

事業年度（第61期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

高千穂電気株式会社  
取締役会御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 大田原 吉隆  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 裕 司  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

高千穂電気株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

高千穂電気株式会社  
取締役会御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 大田原 吉隆  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 裕 司  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

高千穂電気株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている高千穂電気株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、高千穂電気株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。